

ポイント
・地域経済振興へ自治体の創意工夫が課題
・行政機能の質の向上へ官民連携が不可欠
・医療、介護、健康情報の管理、分析が重要に

須藤 修 東京大学教授

社会保障と税の共通番号(マイナンバー)は、国民と日本に中長期居住する外国籍の人がもつ1桁の番号であり、社会保障・税・災害対策の分野で個人の情報を適切かつ効率的に管理するために活用される。関連法が2013年5月に成立したのを受け、15年10月に番号の通知が始まり、16年1月からマイナンバーが導入される予定である。マイナンバー制度は高齢化、経済構造などの大きな変化の中で、社会保障と税を一体的

給付に寄与する。マイナンバーは、個人情報保護の観点から慎重な取り扱いが求められる。市町村長は法定外事務としてマイナンバーを指定し、活用するよう促している。また市町村の機関などは条例により、総務科が定めた安全基準に従って一定の事項を個人番号カードに記録して利用できる。地方自治体の条例を定めれば、ICチップの空き領域に様々なサービスのアプリケーションソフトを搭載してもよいということもある。こうした搭載ソフトが社会保険と税制に類するサービスの場であれば、地域経済振興政策の



管理サービスや観光事業と連携して地元事業の活性化策に活用することもあるだろう。一方、マイナンバーの利用範囲は法律により厳格に規定されている。当面は税制と社会保障制度に関する手続き、災害時の行政支援に限定されている。まず社会保障制度に関しては、①年金の資格取得・確認および給付を受ける場合②雇用保険などの資格取得・確認および給付を受ける場合③医療保険などの保険料徴収などの医療保険者における手続き④福祉分野の給付の生活保護の支給など低所得者対策の事務上などである。さらに、税務当局に提出する確定申告書・届出書・調書などに個人番号を記載すること、当局が効率的で公正な処理をするための内部事務に利用できる。災害対策への活

用としては、被災者生活再建支援金の支給に関する事務に活用することで、効率的・迅速に被災者を支援できる。マイナンバー付き個人情報

は「特定個人情報」と呼ばれる。行政機関などは特定個人情報について、番号法の規定によるものを除き、収集・保管・特定個人情報ファイルの作成を禁止されている。特定個人情報を保有する各機関が個人データを特定するための符号を用いる際、公表されることのない符号を使い、サイバースタックへの耐久力を強化することになっている。

個人情報保護のための技術的課題、制度的課題、体制整備は、政府、地方自治体のほか、特定個人情報を取り扱う企業にかかりの負担を担うことになる。しかし個人情報保護と情報セキュリティの両立を考えると、そうした負担は避けられないだろう。

筆者も構成員の一人を務める上総会議議長の部の新戦略推進専門委員会マイナンバー等分科会は、マイナンバー制

具体的には①結婚・死亡などのライフイベントに関する総覧データベースの発行・代理権の確保などに関する戸籍などに関する事務の在外邦人によるマイナンバー関連サービス利用・捺印・取扱いなどに関する事務の金融機関による顧客の番号で本人確認および口座開設の特定・現況確認に関する事務の医療・介護、健康情報の整理および医療情報の連携・共有などに関する事務の自治体記録に関する官民連携による事務などである。

これらの3つ事務は、マイナンバー制度を利用して取り組むに比べて、コストが低く、国民の負担が低く、国・地方、民間の情報連携によりさらなるメリットが期待される。

とくに医療、介護、健康情報については言及すると、25年には、回数の拡大が2倍、高齢者となる高齢者が到来する。在宅医療・予防医療、質の高い地域包括ケアの実現が求められる。そのためには、医療、介護、健康情報の管理および医療情報の蓄積・分析(いわゆるビッグデータの分析)が必要であり、在宅医療・介護行政のデータ連携基盤が必要になる。

「マイポータルマイガバメント」(仮称)はその基盤の一環を担える可能性がある。今後は医療機関へ介護事業者、行政などの関係者間で真正な接続のうえ、マイナンバー制度のあり方を構想し、なければならぬだろう。

マイナンバー等分科会と関係局長は、個人情報保護情報セキュリティに配慮しながら、想定される利用のあり方、期待される効果、制度運用面の課題などについて検討を進めている。これらの取り組みは経済成長とわけて雇用に寄与することにも、地域社会の発展に貢献するものではない。

すろろ・発信 55年生まれ。東京大学。専門は社会学。情報学。

マイナンバー可能性と課題
サービス提供、官民連携で

経済教室

にとらえ、より正確な所得、医療福祉費用負担などの情報に基づいて適正・公正に課税して、国民が社会保障給付を適切に受けられるための情報基盤として導入される。これにより、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報と同一性を認識するための基盤が構築される。

第1に、行政手続きが正確で迅速になり、災害時には被災者へ迅速に給付が活用され、被災(さし)証明交付など行政業務が迅速になる。第2に、現状では年金や福祉などの申請に際して様々な書類を取り寄せ提出しなければならぬが、こうした提出書類が削減される。第3に、所得把握の正確性を向上させることにも、年金や社会保障の確実な

通知カードにより本人に通知する。本は通知カードと引き換えに個人番号カードを受け取れる。番号カードの券面には顔写真、氏名、生年月日、住所、個人番号が記載される。ICチップは公的個人認証用の個人番号を記録しており、ネットワークを介して本人確認が可能になる。個人番号カードと同一ことは行政事務処理における本人確認の簡便な手段として利用を促進するとともに、行政事務以外の事務処理でも積極的に

行政事務見直しガバ

超高齢社会の情報基盤に

役割も異なる。地方自治体の創意工夫が強く求められる。例えば、電子マネーやタブレットカード機能をチップに搭載し、行政手続き料や診療費の支払い、さらには健康

更の採算を検討している。個人がパソコン・スマートフォン・CATVから情報提供などの記録を確保できる「マイポータル」を開設する予定だ。マイポータルのコンテンツ

サービスアプリケーション情報提供サービスなら行政機能の質の向上を考えると、官民連携が不可欠である。そこでマイナンバー等分科会では、

官民連携推進を推進する「マイポータルマイガバメント」(仮称)を検討している。引越・手続等に電子申請書を用いたワンストップサービスも提供する予定である(図参照)。共通項目を事前に入力することで、選択された項目は共有できる。

こうしたポータルを用いた際の官民連携サービスを提供するには、制度のあり方についても具体的な検討が必要とされなければならない。

